

基本方針Ⅰ 男女共同参画の現実に向けた意識改革							
基本施策（Ⅰ）人権や多様性を尊重する教育や啓発の充実							
具体的な施策		No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	2025年度 取組計画（※複数年計画でも可）	2025年度 取組結果
①	保育・教育の場における人権の尊重及び多様な選択を可能にする教育の充実	1	人権を尊重する保育と教育の充実	子どもの発達段階に応じ、個人の人格や個性を尊重する保育と教育を行います。また性別にとらわれず個性や能力を発揮する教育ができる人材を育成するため、教職員等を対象に研修を実施します。	学校教育課	・市内全学校で、校内研修・職員会議等の時間に県発行の「静岡県人権教育の手引き」などを活用した人権教育に関する研修を継続して実施する。	市内学校の8割が、校内研修・職員会議等の時間に県発行の「静岡県人権教育の手引き」などを活用した人権教育に関する研修を実施した。 ・磐田市教育委員会主催の人権担当者研修会を実施した。 【日時】令和7年9月25日(木) 【参加者】33人(市内各小中高人権担当者、行政職員) 【内容】支援を要する子への支援 ～人権を尊重した手立て～(講師:猪原裕子氏)
					幼児教育保育課	・子どもの権利についての理解を深め、人権教育について研修を通して意識化 ・県主催の人権教育研修へ教職員の参加促進 ・R6不適切な保育があった園について、継続指導、改善に向けて協議を行い子どもを尊重した保育実践につなげる。	・公私立園合同の園長会において講演を実施した。 演題「こどもまんなかの社会とは何か？」 ・県主催の人権教育研修に園職員が参加した。 ・必要に応じ公私立園を幼保課職員が訪問。保育内容や園運営について継続的に指導、協議を行った。
					自治デザイン課	・市内小中学校において、男女共同参画に関する出前講座を進学・就職・結婚といったキャリアや多様性と組み合わせて実施する。 ・各学校からの希望校が少ないという課題から、各学校で活用しやすい講座内容に見直す。(内容や表記の仕方等)	・市内小中学校でダイバーシティ推進授業を希望校向けに開催した。 多様性についてや、磐田市の取組、普段の生活の中での性別固定的役割分担意識等について理解してもらうための授業を行った。 【実績】 ・5/29 磐田西高校 2年生25人(講師:自治デザイン課職員) ・6/26 豊田北部小学校 3,4年生約20人(講師:自治デザイン課職員) ・10/20 竜洋東小学校 6年生17名(講師:佐々木 睦美氏) ・1/23 磐田中部小学校 6年生122名(講師:村上 ナオキ氏)
		2	多様な選択を可能にする保育と教育の充実	性別に関係なく進路や職業など多様な選択を可能にするため、園や学校・関係各課・団体が連携して、キャリア教育を実施します。	学校教育課	・各校で実施しているキャリア教育を引き続き行うとともに、地域人材の活用や外部団体との連携をより一層進め、キャリア教育の充実に努める。 [参考]中学生の希望を尊重し、市内企業における職業体験など	地域人材の活用や外部団体と連携して職業体験を行うなど、キャリア教育の充実に努めた。 例)豊田北部小 市職員等を招いてのテーマ学習
					幼児教育保育課	・性別を問わず、中学校の職業体験や高校生のボランティア、大学からの実習を積極的に受け入れる。	公立園において中学生・高校生・大学生の職場体験、保育ボランティア、保育実習を計103回、781名受け入れた
					経済観光課	以下の取組によるキャリア教育を通じて、地元企業への関心を高めるとともに、職業観を養う。 ・小中高等学校等へ市内の起業家や個人事業主、市内の企業にお勤めの方を講師として派遣する。＜講師派遣事業＞ ・高校生と市内企業との交流会を実施する。 ・小中学生を対象に、職業体験イベント事業として「アウト オブ キッズニアinいわた」を開催する。	■講師派遣事業 実施校13校、参加者2,041人(延べ)、講師53人(延べ) ■「アウト オブ キッズニアinいわた」 2/28(土)・3/1(日) 参加人数1059人(出展事業者29社)
②	性の多様性に配慮した取組みの推進と行政手続きの見直し	3	性の多様性に関する理解の促進	性の多様性に関する理解を深め、個々の特性を尊重し認め合うことができるよう、「性のあり方は多様である」という視点を大切にした保育と教育及び啓発等を行います。	自治デザイン課	・国や県、専門機関や他市町から情報を収集し、市の取り組むべき方向性と整合をとりながら、ジェンダー平等に関する市民や市職員に意識を深めていただくよう、 広報掲載や展示等で啓発する。 ・現状の各課でのレインボーフラッグの掲出に合わせ、庁内インフォメーションで性の多様性に関する理解促進のため情報発信。(年2回) ・パートナーシップ宣誓度(静岡県)について、宣誓に関する相談等あれば県の制度を案内。	・中央図書館や市役所展示ブースで啓発展示の実施 性の多様性に関する理解を深めるため、性の多様性(LGBTQ+)やレインボーフラッグについて啓発展示の内容に含めた。 【実施期間】 6/16～6/30 市役所展示ブース 6/18～6/22 中央図書館
					学校教育課	・各校で実施している人権教育に関する研修を継続して行う。 ・研修内容として、「性の多様性」を扱うことで教員の意識の啓発を図る。	校内研修・職員会議等の時間に校内研修を実施した。
					幼児教育保育課	・定例の園長会で各園に向けて多様性に関する啓発及び生命の安全教育について検討をし、理解を深める。各園への資料提供で、周知を図る。	・公私立園の職員研修(リーダー研修)において、「多様性を尊重した保育」について研修を実施した
					福祉政策課	・磐田市が発行している、人権啓発冊子「みんなの人権」に性の多様性について掲載し、正しい知識が身につく機会を提供する。	今年度も人権啓発冊子「みんなの人権」を発行し性の多様性について掲載を行った。来年度、市内小学新6年生へ配布予定
		4	性の多様性に配慮した取組みの推進と行政手続きの見直し	性の多様性について正しく理解し、人権を尊重するためのガイドブックの作成や研修の実施及び行政手続きや慣行の見直しを行います。	自治デザイン課	・「ダイバーシティ 虹色ガイドブック」を活用し、職員・地域・企業に向けた普及啓発を行う。 ・職員研修、出前講座、センター講座、福祉政策課と連携した人権講演会などを通して、性の多様性に関して啓発を図る。	・啓発展示の際に、レインボーフラッグの掲出とともに虹色ガイドブックについて紹介した。 ・青少年健全育成の有害図書立入調査を実施した商業施設に相談窓口一覧の配布を行い、悩みを抱える当事者に対し相談窓口一覧の周知を行った。 ・パートナーシップ宣誓制度(静岡県)に基づき、宣誓の相談のあった方に対し、制度案内。パートナーシップ宣誓された方に対し、市独自サービスとして、各課でのサービス提供の実施(市HP掲載)。
					職員課	磐田市特定事業主行動計画に基づく取り組みを継続して実施する。	キャリア形成支援及び女性活躍推進研修を行った。
					学校教育課	・各校で実施している人権教育に関する研修を継続して行う。 ・研修内容として、「性の多様性」を扱うことで教員の意識の啓発と各種取組の見直しを図る。	校内研修・職員会議等の時間に校内研修を実施した。
基本方針2 安心して暮らせる仕組みづくり							
基本施策（2） すべての人を平等に尊重する啓発や講座の充実							
具体的な施策		No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	2025年度 取組計画（※複数年計画でも可）	2025年度 取組結果
③	人権や多様性を尊重するための情報収集と広報	5	ジェンダー平等に関する情報収集と広報	ジェンダー平等の意識を醸成するため国・県・他自治体や国際的な情報を収集し、市の取組みと併せて市刊行物やSNS等を用いて市民へ広報します。	自治デザイン課	・国や県、専門機関や他市町から情報を収集し、市の取り組むべき方向性と整合をとりながら、ジェンダー平等に関する市民意識を深めていただくよう、 広報掲載や展示等で啓発する。 ・図書館や市役所ロビー、交流センターにおいて啓発展示を行う。	・中央図書館や市役所展示ブースで啓発展示の実施 ジェンダー平等や性別による固定的役割分担意識、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)について、市民や市職員に向けて啓発を行った。 【実施期間】 6/16～6/30 市役所展示ブース 6/18～6/22 中央図書館
					広報広聴・シティープロモーション課	・ジェンダー平等に関する記事や取り組みを各種情報発信媒体(広報紙、ウェブサイト、SNS 等)で発信 ・本庁舎1階展示ブース等を活用した展示による啓発を支援	・6/23～29の男女共同参画週間」について、LINE・メールでの配信や展示ブースでの啓発(6/16～30)を行った。
					中央図書館	・男女共同参画週間に合わせ、図書館4館で「男女共同参画」に関する特設コーナーを設置して啓発する。	男女共同参画週間に合わせ、図書館内に『特設コーナー』を設置した。 実施期間は、6/23～7/25。 テーマごとに関連本の展示や13種類の説明文を掲示し、周知啓発を図った。また、インスタグラムを活用しての啓発も併せて実施した。

④	性別に基づく思い込みの意識改革に向けた講座の充実	6	地域や家庭における固定的役割分担意識や無意識の思い込みに気付く学習機会の提供	交流センター講座や家庭教育出前講座、講演会などを通じて、社会的につくられた性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込みに気付く意識を変えるきっかけとなる学習機会を提供します。	自治デザイン課	- 中央図書館、交流センター展示等を通して、固定的な性別役割分担意識が様々な社会活動を阻害していることに気付いていただけるよう、市民に周知・啓発を行う。 - 市民活動センターのつば主催の交流センター講座を3回開催し、地域や職場での役割分担意識の改善のため事例を提供する。 - 男女共同参画に関する市民向け講演会を1回開催する。	- 市民向けにのつば主催の男女共同参画講座「多様な視点で考える防災講座」を開催した。 - 講座内容:「防災」を通して、男女共同参画やダイバーシティの視点を取り入れることの重要性に気づいてもらうグループワーク。 - 事例紹介者:自治デザイン課職員、危機管理課職員、西之島自治会防災会長 - 日時:令和8年12月20日(土) - 場所:豊田福祉センター 大会議室 - 参加者:14名
					幼児教育保育課	中学校においてジェンダー平等を意識した保育講座を実施する。	市内2中学校で保育講座を開催。男性保育者の活躍など、ジェンダー平等を意識した講座を実施した。

基本施策（3）生活上様々な困難を抱える方に対する支援							
具体的な施策	No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	2025年度 取組計画（※複数年計画でも可）	2025年度 取組結果	
⑤ 高齢者や障がい者に対する支援の充実	7	高齢者や障がい者が安心して暮らせるための支援の充実	高齢者や障がい者が住み慣れた地域でこれからも安心して生活するために、就労支援や介護保険サービス等の充実を図ります。	福祉政策課	フレイルになり始めた高齢者に対し、リハビリテーション専門職が改善に向けた助言・指導を行う「地域リハビリテーション活動支援事業」を実施する。	R7年度からはサービス利用のない要支援認定を受けている方も対象として実施した。リハビリテーション専門職が同行訪問し、対象者のアセスメントや取組みに助言等を行うことで、フレイルからの回復や適切な支援に繋ぐことができた。	
				福祉相談課 高齢者支援課	・障害者団体への活動支援(補助金によるイベント開催補助) ・情報保障(例：地域活動等への手話派遣) ・外出支援(タクシー券交付) ・生活上の様々な悩み等への相談対応 を実施していく	・社会活動を促進するよう、対象となる高齢者へタクシー利用料金の一部助成を行った。 ・聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある人に対し、手話通訳者や要約筆記通訳者の派遣を行った。	
⑥ 若者やひとり親家庭など経済的困難者に対する支援	8	若者の自立支援のための相談や支援体制の充実	働くことや自立等に悩みや不安を抱える若者に対して、関係機関と連携して、就職に関する情報提供や支援機関を紹介することで、充実した生活に向けた一歩が踏み出せるよう支援します。	経済観光課	ワークピア磐田と連携して、若者の就労のための支援を行う。 ・若者就労支援サポーター養成研修を開催する。 ・若者就労支援セミナーを開催する。	・若者就労支援サポーター養成研修 1/25 参加者：19名 ・若者就労支援セミナー 2/16 参加者：34名	
				福祉相談課	・若者に対する支援は、現在「こども若者相談センター」が主に実施しているため、連携した支援を実施する。	「こども若者家庭センター」と連携した支援を実施。	
				自治デザイン課	・産業部や健康福祉部(子ども・若者相談センター)など、関係部署が行っている取組や課題を共有する中で、連携した取組を行う。	・こども若者家庭センターと協力し、女性に対する暴力防止に関する展示を実施。(期間：11/4～11/28) ・女性相談窓口のカードの配布や相談窓口一覧を配布。(※市内コンビニ30か所継続)	
	9	ひとり親家庭に対する支援体制の充実	ひとり親世帯の経済的負担を軽減するため、医療費助成・児童扶養手当・ひとり親家庭等自立支援給付金の支給・ひとり親家庭サポート事業による子育て支援を実施します。	こども未来課	・ひとり親世帯の経済的負担を軽減するため、医療費助成・児童扶養手当・ひとり親家庭等自立支援給付金の支給・ひとり親家庭サポート事業による子育て支援を引き続き実施していく。	各種助成や手当の支給により、ひとり親世帯の経済的支援と自立に向けたサポートを実施した。	

基本施策（4）ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶							
具体的な施策		No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	2025年度 取組計画（※複数年計画でも可）	2025年度 取組結果
⑦	あらゆる暴力の根絶に向けた啓発推進	10	あらゆる暴力の防止と早期発見のための啓発や情報提供	DV、性暴力、各種ハラスメントの防止を促すための注意喚起や情報提供及び啓発を行います。	こども若者家庭センター	・関係課と連携を取り、HP、広報紙、展示ブース等を利用して、情報提供・啓発を行う。	・自治デザイン課と連携し、相談窓口の周知を実施する。HPの更新、広報誌への掲載。 ・自治デザイン課の有害図書立入調査と同時に「相談窓口紹介カード」を配架していただくよう依頼した。【場所】市内コンビニ30か所、商業施設等 ・本庁舎1階展示ブースを活用し、11月に「女性に対する暴力防止月間」「児童虐待防止キャンペーン」の啓発展示を実施した。 R 7.9/27にこども支援講演会を開催し、困難を抱えるこども（虐待を含む）について市民への啓発を行った。
					自治デザイン課	・女性、男性の専門相談窓口など相談窓口カードを、毎年秋に実施する有害図書立入調査の機会を利用して、店舗に配架していただくよう依頼する。 ・がんばる企業応援団を活用し相談窓口を周知する。 ・子ども・若者相談センターと連携した情報提供や被害者対応を行う。	・こども若者家庭センターと協力し、女性に対する暴力防止に関する展示を本庁舎1階展示ブースで実施。（期間：11/1～11/30） ・パープルライトアップを今之浦公園屋根付き広場及びかたりあにて実施し、市公式HP、Instagramでも発信し啓発を行った。 ・女性相談窓口のカードの配布や相談窓口一覧を配布。（※市内コンビニ30か所継続）
					学校教育課	・セクハラアンケートを行い、早期発見を行う。 ・中学校で実施している思春期講座を継続して行う。 ・子どもがSOSを発信できる窓口についての情報提供も継続して行う。	5・6年生で、セクハラアンケートを実施した。 中学校で、思春期講座を実施した。 学校への情報提供を継続して行うとともに、学校ごとのWEB相談フォームを活用した児童生徒の相談を実施している、
		11	市職員対象のハラスメント防止研修の実施	ハラスメント被害者の相談窓口を周知するとともに、研修を実施することで未然防止に向けた取組みを実施します。	職員課	・継続してハラスメントを未然に防止するための取組みを行う。 【主な取組み】 ハラスメント研修の実施（階層別） ハラスメントに関する指針や要領の周知、相談窓口の周知 ハラスメントに関する実態調査の実施	・ハラスメント研修を新規採用職員（34名）や主査級職員等（269名）に実施した。 ・ハラスメントに関する実態調査を行った。（人材マネジメント方針アンケート） ・相談窓口の周知と共に、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と位置づけ、朝礼等で標語の唱和を行った。
⑧	相談窓口の周知や被害者に対する支援の充実	12	相談窓口の周知徹底	男女それぞれが抱える問題に対する相談窓口を周知し、相談・支援機能を充実します。また外国人市民に対しても外国語版の広報いわたやSNS等を通じて周知します。	こども若者家庭センター	・HP、広報紙での相談窓口の周知を行う。	・自治デザイン課と連携し、相談窓口の周知を実施した。HPの更新、広報誌への掲載。 ・自治デザイン課の有害図書立入調査と同時に「相談窓口紹介カード」の配架していただくよう依頼した。【場所】市内コンビニ30か所、商業施設等 ・本庁舎1階展示ブースを活用し、11月に「女性に対する暴力防止月間」「児童虐待防止キャンペーン」の啓発展示を実施した。
					自治デザイン課	・広報いわたの内容や外国人の関心が高い内容を外国語版広報で周知する。 ・アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）に関する動画をSNSを通して発信。（多言語） ・facebookによる情報発信。（ポルトガル語・タガログ語 + ベトナム語・やさしい日本語）	・アンコンシャスバイアスに関する啓発動画を活用して、性別に関係なく誰もが生きやすい社会にするため、youtubeやfacebookで多言語で情報発信をした。
		13	関係機関と連携強化による被害者の自立支援	関係機関と連携を図り、被害者の自立に向けた相談・支援体制の充実を図るとともに、「市犯罪被害者等支援条例」に基づく支援を実施します。	広報広聴・シティープロモーション課（市民相談センター）	・県警察本部や県犯罪被害者支援センターとの連携を図り、迅速な支援に努める。 ・支援について広報紙やウェブサイトにて周知する。	・県警察本部や県犯罪被害者支援センター、庁内部署との連携により迅速かつ適切な支援を行った。 ・広報紙やウェブサイトにて制度を周知した。
					こども若者家庭センター	・被害者の負担が軽減され、被害者に寄り添った支援が行えるよう、関係機関と連携を図る。	関係機関（警察、一時保護所、生活保護担当、幼稚園保育園、小中学校等）と連携を図り、今後の被害者の生活支援を行った。

基本施策（5）生涯にわたる心身の健康支援						
具体的な施策	No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	2025年度 取組計画（※複数年計画でも可）	2025年度 取組結果
⑨ 生涯にわたる健康管理や支援	14	健康管理に関する相談や健診体制の充実	心身の状態に応じて、適切な自己管理が行えるよう健康教育や相談・健診体制を充実させるとともに、健康を維持するための意識啓発を行います。	健康増進課	健診は、未受診者への受診勧奨を実施するなどして受診機会を逃すことがないように啓発していく。 健康相談は、誰もが相談しやすい体制づくりを目指し、健康の意識啓発は、自発的な健康づくりを促すため、デジタルを活用した環境整備の検討を行うていく。	特定健診について、AI分析を用い、対象者の特性に合わせた受診勧奨ハガキの送付をするなど、より多くの市民が健診を受けるように促す取組を実施した。特定保健指導の実績報告を、ロゴフォームから行えるようにし、市民の利便性を図った。インスタグラムのアカウントを創設し、SNSを通じた健康情報の発信に努めた。
	15	高齢者や障がい者の社会活動へ参加促進	高齢者や障がい者の生きがいや心身の健康のため、社会活動へ参加する機会を提供し、介護予防と健康づくりを促進します。	福祉相談課	・障害者地域活動支援センターの運営 ・障害者団体への活動支援(補助金によるイベント開催補助) ・情報保障(例：地域活動等への手話派遣)	・2022年度に地域活動支援センターを設置し、地域に暮らす障がい者のある方等の自立や社会参加の促進を図っている。 ・聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある人に対し、手話通訳者や要約筆記通訳者の派遣を行った。
				福祉政策課	・「官民での保険外サービス」の活用を検討する。 ・生活支援コーディネーターの在り方を検討する。	・磐田市公民連携デスクを通じて、「高齢者の生きがいや健康づくりに関する連携」に関する提案募集を行った。 ・生活支援コーディネーターの新たな役割(心身に支障が出始めた人で在宅で自立した生活を送ることを望む人を地域資源へ繋ぐ)を担えないかを検討した。
				自治デザイン課	・介護予防、健康づくりに関するセンター講座を実施できるよう、包括支援センターや市社協等と連携しながら行政課題・地域課題をとらえた講座企画をするよう交流センター職員に向けた研修を強化する。	・フレイル予防や健康づくりに関するセンター講座を実施した。 包括支援センターとの共催講座 3件
				スポーツのまち推進課	・介護予防、健康づくりに関するセンター講座を実施できるよう、包括支援センターや市社協等と連携しながら行政課題・地域課題をとらえた講座企画をするよう交流センター職員に向けた研修を強化する。	交流センター、市社協の依頼に応じてスポーツ推進委員を派遣し、地域の方やセンター職員に対してインクルーシブスポーツの体験教室を開催した。
	16	発達に応じた心身の変化と「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理解促進	発達段階に応じた心身の変化を理解するため、児童生徒へ性教育を進めるとともに、広く「性と生殖に関する健康と権利」について正しい知識の普及に努めます。	学校教育課	・保健体育科や学級活動等の時間に発達段階に応じた性教育を行う。	保健体育科や学級活動等の時間に発達段階に応じた性教育を行った。
				自治デザイン課	・児童生徒の発育段階に応じた適時に正しい性と生殖に関する知識を教育及び保育現場で児童に提供できるよう、必要な情報を提供する。 ・学校以外で性に関する正しい知識を学ぶ場の提供。	・各園で家庭教育出前講座において実施。 ・夏休み親子講座「性といのちの大切さ」講座を実施した。 令和7年8月7日(木) 講師：尾西真弓氏 参加者：親子9組 計25名 内容 プライベートゾーンについて うまれた時のことを親子で話してみよう おとこのことおんなのこのからだの違いについて 胎児人形のだっこ体験 など
⑩ 妊娠や出産に関わる健康支援	17	訪問や相談による保健指導の充実	妊娠や出産による心身の変化やパートナーの役割について、プレバパママ教室や赤ちゃん訪問の場で知識の普及と啓発を行います。	こども若者家庭センター	・プレバパママ教室や赤ちゃん訪問等において、知識の普及と啓発を行う。	母子健康手帳交付時、妊婦健康診査や赤ちゃん訪問において、知識の普及と啓発を行った。 また、令和7年度からプレバパママ教室を開催し、パートナーとの役割分担について考える機会の提供をおこなった。 子育て情報誌「わわわ」にも、妊娠や出産による心身の変化等の資料を掲載した。 R7年6月からは、月に1回10組を対象にプレバパママ教室を開催し知識の普及を行った。 方法：磐田地区助産師会委託事業 場所：和助産院 定員：10組 内容：・妊娠中から産後の心身や生活についての講話 ・産前産後の生活の変化についてワーク ・相談先やサービスの紹介(助産師、iぼーと、産後ケア等) ・参加者の交流、軽食の提供 また、令和7年度からプレバパママ教室を開催し、パートナーとの役割分担について考える機会の提供をおこなった。
基本方針3 誰もが活躍できる社会の実現						

基本施策（6）職業生活における女性活躍推進とワークライフバランスの実現

具体的な施策	No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	2025年度 取組計画（※複数年計画でも可）	2025年度 取組結果
⑪ 女性のキャリアアップや起業、再就職の支援	18	女性のキャリアアップ支援	女性の交流の場づくりや各種講座等を開催することでキャリアアップ支援を行うとともに、女性リーダーを育成するための取組みを行います。	自治デザイン課	・国、県、市が行うキャリアアップに関する講座等の情報を広報する。 ・産業部（ワークピア）や市民活動センターと連携した女性キャリアアップを実施する。	・男女共同参画センターともりあを活用し、キャリアアップに関する講座のリーフレットを配架する等情報発信を行った。
				経済観光課	・パートタイマー就職面接相談会（年4回）にて自分の中のキャリアの引き出し方等をみつけるための個別相談の実施(ワークピア)	■パートタイマー就職面接相談会の実施 6/14(土) 参加者数 95人(20社) 9/13(土) 参加者数 57人(17社) 11/15(土) 参加者数 53人(14社) 1/17(土) 参加者数 45人(14社)
	19	女性の起業や再就職の支援	女性の起業や再就職に必要な技術・知識等の習得に関する情報と学習機会を提供するなどの支援を行います。	経済観光課	■ワークピア磐田「はじまりのオフィス」を創業支援の拠点とし、各種相談やセミナー、イベントなど女性向けの創業支援事業も行う。 ・はじまり窓口(専門家による創業相談) ・はじまりセミナー(女性起業家育成講座) ・フォローアップセミナー ■女性のための就労支援セミナーを実施する。	■ワークピア磐田「はじまりのオフィス」による創業支援 ・はじまり窓口(専門家による創業相談) ・はじまりセミナー(女性起業家育成講座)5/31㊥ 6/14㊥ 6/21㊥ 6/28㊥ 7/5㊥ 7/12㊥ 7/19㊥ 7/26㊥1(全8回) 参加者8名 ■女性のための就労支援セミナー 1/14(水) 参加者数 21人
				こども若者家庭センター (ひと・ほんの庭にこっと)	・にこっとハローワークを週2回、及び再就職応援セミナーを月1回開催するなど、子育てと再就職を両立するための情報提供を行う。	にこっとハローワークを週2回、及び再就職応援セミナーを月1回開催するなど、子育てと再就職を両立するための情報提供を行った。 ・にこっとハローワーク 全92回 156人参加 ・再就職応援セミナー 全10回 85人参加
⑫ 誰もが働きやすい職場づくりの推進	20	家族経営協定の推進	農業へ夫婦や親子による経営参画を進めるため、就業条件の明確化や家族経営協定の締結に向けた情報提供を行います。	農林水産課	・農業委員会会報等で周知する。 ・農業経営改善計画認定時に情報提供する。	農業委員会会報で周知するとともに、農業経営改善計画を更新する農業者に情報提供を行った。
	21	男女均等な雇用の促進と啓発	誰もが活躍できる職場づくりを支援するため「男女共同参画社会づくり宣言」の周知や啓発を行います。	産業政策課	・他担当課からの事業者向け情報を市内事業者へ発信する。	がんばる企業応援団事業や企業訪問において、随時情報提供を行った。
				自治デザイン課	・「男女共同参画社会づくり宣言」について、市HPIに掲載し宣言事業所の増加に向けてPRする。	磐田市HPIにおいて、PRしている。 男女共同参画社会づくり宣言事業所数 49件(R7.6時点)

⑬	働き方改革の推進	22	ワーク・ライフ・バランスの推進	男女共に働きやすいワーク・ライフ・バランスの取れた働き方を促進するため、事業所と連携して先進的な事例を情報提供します。	自治デザイン課	・市民活動センターや他課、交流センターと連携し、性別に関わりなく家庭や職場で協力できる環境づくりのため意識啓発を行う。	市民活動パネル展にて『男女共同参画×多様な人々が活躍する社会』をテーマに展示を行った。
					経済観光課	・国、県、商工団体と連携して啓発を推進する。	市内企業に対して、ホットライン等を活用して国や県からの情報発信を行った。
					産業政策課	・他担当課からの事業者向け情報を市内事業者へ発信する。	がんばる企業応援団事業や企業訪問において、随時情報提供を行った。
		23	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの推進が事務の効率化や男性の家事や育児、介護へ参画の実現につながることを職員に認識させ、実践するよう啓発します。	教育総務課	・職員課の計画に準じ、連携した取組を実施する。	職員課の計画に準じ、連携した取組を実施した。
					職員課	・各課でワークライフバランスの取り組み内容を設定してもらい、推進を図っていく。 ・職員への意識啓発を図っていく。 【主な取組み】 テレワークの推進、サテライトオフィスの活用、年休の取得推進 など	・各課でワークライフバランスの取り組み目標の設定を行った。 ・健康経営優良法人(大規模法人部門)の認定を取得した。 ・テレワークの実施手続きの見直し、利用促進を図った。 ・時差勤務について、庶務システムからの申請を可能とした。
					消防総務課	・職員への意識啓発のほか、有給休暇及び男性職員による子育て目的のための休暇取得の促進	令和7年度の女性消防吏員の休業取得は1名、男性の育児休業は予定者を含め8名が取得した。
					病院総務課	・男性育児休業の利用を促進のため啓発を継続する。	院内電子掲示板を活用し休暇制度の周知を行った。 男性育児休業取得者 6年度8人 7年度14人
⑭	家事や育児、介護における男性参画の促進	24	男性が家事や育児、介護に参画しやすい環境の整備	男性が家事や育児、介護に関する理解を深め、参画しやすい環境をつくるための情報提供や男性を対象とした講座などを開催して意識啓発を図ります。	自治デザイン課	・本庁、交流センター、中央図書館での展示を通して、男性の育児休暇取得率等の実態を市民に周知し、意識啓発を行う。	中央図書館やにこっと、市役所展示ブースで啓発展示の実施 ジェンダー平等や性別による固定的役割分担意識、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)について、市民や市職員に向けて啓発を行った。 【実施期間】 ・6/16～6/30市役所展示ブース ・6/18～6/22中央図書館
					職員課	育児介護ハンドブック活用して職員に情報を提供し、育児休業制度・介護休業制度の普及や取得促進に努める。	・育児介護制度ハンドブック、育休レポートの内容更新及び周知をした。 ・育児・介護相談窓口の開設し、職員への制度の説明や相談を受け付けた。
					こども若者家庭センター (ひと・ほんの庭にこっと)	・パパ向け子育て講座やパパ向けおはなし会を開催し、家事や育児への関心、意欲向上を促す。	パパ向け子育て講座やパパ向けおはなし会を開催し、家事や育児への関心、意欲向上を促した。 全7回開催し、119人(こども62人・大人57人)が参加した。
					福祉政策課	・ケアメン講座(自宅で介護をしている男性介護者や介護に興味のある男性対象)を開催し、介護や家事の知識を深めるとともに悩みを共有する。	介護に興味がある男性向け「ケアメン講座」を4回実施し、同じ立場や環境にいる方同士が交流することで、日頃の悩みや情報の共有を図ることができた。

基本施策 (7)政策・方針の決定過程における女性参画の推進							
具体的な施策		No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	2025年度 取組計画 (※複数年計画でも可)	2025年度 取組結果
⑮	市の審議会等へ女性参画と公募委員の登用を促進	25	市の審議会等へ女性参画の促進	「磐田市審議会等の設置及び運営に関する指針」を周知するとともに、女性参画率が目標値を下回る審議会等の所管課に対し指導を行い、女性の積極的登用を促進します。	自治デザイン課	・県の調査とあわせて、各種会議も含めた女性委員割合の実態について調査するとともに、改選時期にあわせ全庁に向け、女性委員の積極的登用を促す。 [参考] 令和6年2月 全庁へ発文「審議会等の委員に女性の積極的登用と公募委員の促進」総務課・地域づくり応援課 連名	令和8年2月に総務課・自治デザイン課連名にて「審議会等の委員に女性の積極的登用と公募委員の促進」通知を全庁に発信し、委員の選任の際に女性委員や公募委員の積極的に採用してもらえるよう促した。
					総務課	各課へ改選時に委員構成を磐田市審議会等の設置及び運営に関する指針及び磐田市審議会等の委員の公募に関する要領(公募委員の人数は、概ね委員定数の20%以上を目標)に沿うように促す。	令和8年2月に総務課・自治デザイン課連名にて「審議会等の委員選任における女性及び公募委員の積極的登用について(依頼)」通知を全庁に発信し、委員の選任の際に女性委員や公募委員の積極的に採用してもらうよう促した。
					全課 (※各課で取組計画があればご記入ください)	各委員会・審議会の改選時に、性別に偏りなく委員を選任してもらうことで、意思決定の場に多様な意見を取入れられるようにする。	各審議会等の委員の改選等により、女性委員比率が29.5%となり、昨年度に比べ2.1%増加した。
		26	市の審議会等へ公募委員の登用を促進	「磐田市審議会等の委員の公募に関する要領」に基づき公募委員の登用を促進します。	自治デザイン課	・各課に公募委員の割合を調査し、女性委員の登用とあわせて公募委員の登用を促す。 [参考]※再掲 令和6年2月 全庁へ発文「審議会等の委員に女性の積極的登用と公募委員の促進」総務課・地域づくり応援課 連名	令和8年2月に総務課・自治デザイン課連名にて「審議会等の委員に女性の積極的登用と公募委員の促進」通知を全庁に発信し、委員の選任の際に女性委員や公募委員の積極的に採用してもらえるよう促した。
					総務課	各課へ改選時に委員構成を磐田市審議会等の設置及び運営に関する指針及び磐田市審議会等の委員の公募に関する要領(公募委員の人数は、概ね委員定数の20%以上を目標)に沿うように促す。	令和8年2月に総務課・自治デザイン課連名にて「審議会等の委員選任における女性及び公募委員の積極的登用について(依頼)」通知を全庁に発信し、委員の選任の際に女性委員や公募委員の積極的に採用してもらうよう促した。
					全課 (※各課で取組計画があればご記入ください)	各委員会・審議会の改選時に、公募委員の割合ついて、なるべく要領(公募委員の人数は、概ね委員定数の20%以上を目標)に沿うよう選任する。	各審議会等の委員の改選等により、公募委員の比率は2.5%となり昨年度に比べ0.2%減少となったため、引き続き施策の意思決定に幅広い人材を登用し多様な視点や意見を取り入れることの利点を周知し啓発する。
⑯	市の管理職に女性登用を推進	27	女性活躍推進法に基づく行動計画の推進	「磐田市特定事業主行動計画」に基づき管理職に女性登用を推進します。	職員課	・やる気のある有能な人材の登用とともに女性の積極的な採用とキャリアアップを支援する	新たに女性管理職を4人起用した。 性別にとらわれない公平公正な採用活動を行った結果、有能な人材を採用することができた。
					教育総務課	・職員課の計画に準じ、連携した取組を実施する。	職員課の計画に準じ、連携した取組を実施した。
					消防総務課	①女性消防吏員の増加を踏まえた円滑な人事管理等の検討 ・職域の拡大について(現場業務への配置等の研究・検討) ②女性職員の雇用に関すること ・市内の高校、大学生への就職活動や総務省が主催するイベントへの参加による計画的な増員確保 ③消防職員全般に関すること ・ハラスメントの防止 ・有給休暇及び男性職員による子育て目的のための休暇取得の促進 ④女性職員の活躍の推進に向けた目標値 ・職員数に対し、女性消防吏員を令和8年度当初までに5%(10人程度)に引き上げ ⑤女性職員によるワークショップの開催 ・SNS等による女性活躍推進に係る積極的な広報事業の推進 ・「女性職員の活躍できる職場づくり」の研究・検討(復帰後のサポート体制の構築等)	①男性職員、管理職も参加する女性消防吏員ワークショップを開催し、各種課題の検討や各種研修訓練を行ったほか、外部研修会に参加し、その結果のフィードバックを行った。 ②市内高校、近隣市・県の合同就職説明会等に参加し、採用広報を行った。 ③年2回チェックシートに基づくハラスメント防止対策をおこなった。 ④令和7年4月1日現在で女性消防吏員12人(5.7%) ⑤ワークショップにより育休等復帰後のサポートプログラムの充実を図ったほか、各種訓練を行い、情報発信を行った。
					病院総務課	特定事業主行動計画に掲げた目標を目指し人事ヒアリング等を活用し女性の登用を調整する。 ・令和8年4月1日までに女性管理職員を7人とする。 ・令和8年4月1日までに女性医師比率を25パーセントとする。	女性管理職 6年度 10人 7年度 10人 女性医師比率 6年度 28人(21.9%) 7年度 27人(20%)

⑪	事業所や地域活動団体の方針決定や過程に女性参画を促進	28	事業所や地域活動団体へ女性参画を促進	事業所や地域活動団体に対し、多様な意思の活用による活性化事例を紹介するなどして、方針決定や過程に女性参画を促進します。	自治デザイン課	・団体や企業において、男女が共に決定過程に携わるなど、多様な意見を取り入れながら事業化している好例や、地域の防災部会において女性意見を取り入れている好例を発信する。	自治会ハンドブックにおいて、見付女性防災クラブの紹介をした。 のつば主催の男女共同参画講座として、「防災」を通して、男女共同参画やダイバーシティの視点を取り入れることの重要性に気づきかけとする「多様な視点で考える防災講座」を開催した。 日時:令和7年12月20日(土) 場所:豊田福祉センター 大会議室 参加者:14名
					経済観光課	・「男女共同参画企業をめざす問題解決のコツ」を実施する。(ワークピア)	今年度は実施なし
					産業政策課	・他担当課からの事業者向け情報を市内事業者へ発信する。	
					がんばる企業応援団事業や企業訪問において、随時情報提供を行った。		
基本施策（8）多様な視点による地域活動の推進							
具体的な施策		No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	2025年度 取組計画（※複数年計画でも可）	2025年度 取組結果
⑫	性別にとらわれない地域活動の推進	29	地域活動団体へ啓発と支援	自治会や地域づくり協議会、学校、地域活動団体に対し、性別にとらわれず誰もが参画できる活動にするための情報提供や啓発を行います。	自治デザイン課	・市内おける様々な場面において、男女やトランスジェンダー、外国人、障害児者など、多様な方々が分け隔てなく、平等に扱われ、個々の意見を尊重し合える社会に向け、市が進める「ダイバーシティ&インクルージョン」に関する情報提供と啓発を実施する。	広報いわた12月号「市からのお知らせ」にて、「アンコンシャス・バイアス」に関する啓発記事を掲載した。
				⑬	多様な視点による防災活動の推進	30	性別にとらわれない防災活動の啓発と役員等へ女性登用の促進
31	誰もが参加しやすい防災訓練の実施	多様な視点に立ち、誰もが参加しやすい防災訓練の実施に努めます。	危機管理課				
			予防課(消防署)			計画なし	計画なし
32	支援ニーズの違いに配慮した避難所運営体制の整備と備蓄品等の確保	避難所運営に関わる誰もが、性別や年齢などによるニーズの違いに配慮した避難所運営ができるよう、体制の整備と備蓄品等の確保を行います。	自治デザイン課			・防災講座等で、女性と男性の備蓄品ニーズの違いや妊産婦や子育て家庭のニーズを理解してもらうように努める。 ・危機管理課で発行している避難所運営マニュアルの中で、性別や年齢、文化的なプライバシーに配慮した避難所運営や多様な人材の参画の必要性について掲載する。	危機管理課で発行している避難所運営マニュアルの中で、性別や年齢、文化的なプライバシーに配慮した避難所運営や多様な人材の参画の必要性について掲載した。
			危機管理課	・避難所運営会議や説明会などで多様性について周知し、性別や年齢の違いについて理解してもらう。 ・避難生活の個人備蓄品の必要性について呼びかけ、特に女性や小さい子供、高齢者に自助の重要性を知らせる。 ・多様なニーズに配慮した備蓄を確保し、様々な立場の避難者を受け入れられるようにする。	・自治会長、自主防災会長等を対象とした地域防災研修会や防災講座にて性別や年齢等プライバシーに配慮した活動を周知した。 ・防災講座にて、女性や児童、高齢者に対して食料やトイレ等の備蓄を説明し、自助の重要性を啓発した。		

■第3次男女共同参画プラン 取組進捗調査票(令和8年度取組計画)

資料-2

基本方針Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識改革

基本施策（Ⅰ）人権や多様性を尊重する教育や啓発の充実

具体的な施策	No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	2026年度 取組計画（※複数年計画でも可）	2027年度 取組結果
① 保育・教育の場における人権の尊重及び多様な選択を可能にする教育の充実	1	人権を尊重する保育と教育の充実	子どもの発達段階に応じ、個人の人格や個性を尊重する保育と教育を行います。また性別にとらわれず個性や能力を発揮する教育ができる人材を育成するため、教職員等を対象に研修を実施します。	学校教育課	・市内小・中学校で、校内研修や職員会議等の時間に県発行の「静岡県人権教育の手引き」などを活用した人権教育に関する研修を継続して実施する。	
				幼児教育保育課	・子どもの権利についての理解を深め、人権教育について研修を通して意識化 ・県主催の人権教育研修へ教職員の参加促進 ・保育内容に課題のある園について、指導、改善に向けた協議を行い子どもを権利の主体として尊重した保育の実践を進める。	
				自治デザイン課	・市内小中学校において、男女共同参画に関する出前講座を進学・就職・結婚といったキャリアや多様性と組み合わせて実施する。	
	2	多様な選択を可能にする保育と教育の充実	性別に関係なく進路や職業など多様な選択を可能にするため、園や学校・関係各課・団体が連携して、キャリア教育を実施します。	学校教育課	・各校で実施しているキャリア教育を引き続き行うとともに、地域人材の活用や外部団体との連携をより一層進め、キャリア教育の充実に努める。 [参考] ・こどものニーズに合ったキャリア教育講師の選定 ・外部人材の活用(市行政職員、地元企業、卒業生 等)	
				幼児教育保育課	・性別を問わず、中学校の職業体験や高校生のボランティア、大学からの実習を積極的に受け入れる。	
				経済観光課	以下の取組によるキャリア教育を通じて、地元企業への関心を高めるとともに、職業観を養う。 ・小中高等学校等へ市内の起業家や個人事業主、市内の企業にお勤めの方を講師として派遣する。＜講師派遣事業＞ ・高校生と市内企業との交流会を実施する。	
② 性の多様性に配慮した取組の推進と行政手続きの見直し	3	性の多様性に関する理解の促進	性の多様性に関する理解を深め、個々の特性を尊重し認め合うことができるよう、「性のあり方は多様である」という視点を大切にした保育と教育及び啓発等を行います。	自治デザイン課	・国や県、専門機関や他市町から情報を収集し、市の取り組むべき方向性と整合をとりながら、ジェンダー平等に関する市民や市職員に意識を深めていただくよう、広報掲載や展示等で啓発する。 ・現状の各課でのレインボーフラッグの掲出に合わせ、庁内インフォメーションで性の多様性に関する理解促進のため情報発信。(年2回) ・パートナーシップ宣誓度(静岡県)について、宣誓に関する相談等あれば県の制度を案内。	
				学校教育課	・「性の多様性」について情報提供を行うことで教員の意識の啓発を図る。	
				幼児教育保育課	・定例の園長会で各園に向けて多様性に関する啓発及び生命の安全教育について検討をし、理解を深める。各園への関係資料提供で、周知を図る。	
				福祉政策課	・磐田市が発行している、人権啓発冊子「みんなの人権」に性の多様性について掲載し、正しい知識が身につく機会を提供する。	
	4	性の多様性に配慮した取組の推進と行政手続きの見直し	性の多様性について正しく理解し、人権を尊重するためのガイドブックの作成や研修の実施及び行政手続きや慣行の見直しを行います。	自治デザイン課	・「ダイバーシティ 虹色ガイドブック」を活用し、職員・地域・企業に向けた普及啓発を行う。 ・職員研修、出前講座、センター講座、福祉政策課と連携した人権講演会などを通して、性の多様性に関して啓発を図る。	
				職員課	磐田市特定事業主行動計画に基づく取り組みを継続して実施する。	
				学校教育課	・「性の多様性」について情報提供を行うことで教員の意識の啓発を図る。 ・「性の多様性」をテーマとした研修会を実施する。	

基本方針2 安心して暮らせる仕組みづくり

基本施策（2）すべての人を平等に尊重する啓発や講座の充実

具体的な施策	No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	2026年度 取組計画（※複数年計画でも可）	2026年度 取組結果
③ 人権や多様性を尊重するための情報収集と広報	5	ジェンダー平等に関する情報収集と広報	ジェンダー平等の意識を醸成するため国・県・他自治体や国際的な情報を収集し、市の取組みと併せて市刊行物やSNS等を用いて市民へ広報します。	自治デザイン課	・国や県、専門機関や他市町から情報を収集し、市の取り組むべき方向性と整合をとりながら、ジェンダー平等に関する市民意識を深めていただくよう、広報掲載や展示等で啓発する。 ・図書館や市役所ロビー、交流センターにおいて啓発展示を行う。	
				広報広聴・エンティープロモーション課	・ジェンダー平等に関する記事や取り組みを各種情報発信媒体(広報紙、ウェブサイト、SNS 等)で発信 ・本庁舎1階展示ブース等を活用した展示による啓発を支援	
				中央図書館	・男女共同参画週間に合わせ、図書館4館で「男女共同参画」に関する特設コーナーを設置して啓発する。	
④ 性別に基づく思い込みの意識改革に向けた講座の充実	6	地域や家庭における固定的役割分担意識や無意識の思い込みに気付く学習機会の提供	交流センター講座や家庭教育出前講座、講演会などを通じて、社会的につくられた性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込みに気付き、意識を変えるきっかけとなる学習機会を提供します。	自治デザイン課	・中央図書館、交流センター展示等を通して、固定的な性別役割分担意識が様々な社会活動を阻害していることに気付いていただけるよう、市民に周知・啓発を行う。 ・市民活動センターのつば主催の交流センター講座を開催し、地域や職場での役割分担意識の改善のため事例を提供する。 ・男女共同参画に関する市民向け講演会を開催する。	
				幼児教育保育課	・中学校においてジェンダー平等を意識した保育講座を実施する。	

基本施策（3）生活上様々な困難を抱える方に対する支援

具体的な施策	No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	2026年度 取組計画（※複数年計画でも可）	2026年度 取組結果
⑤ 高齢者や障がい者に対する支援の充実	7	高齢者や障がい者が安心して暮らせるための支援の充実	高齢者や障がい者が住み慣れた地域でこれからも安心して生活するために、就労支援や介護保険サービス等の充実を図ります。	福祉政策課	フレイルになり始めた高齢者に対し、リハビリテーション専門職が改善に向けた助言・指導を行う「地域リハビリテーション活動支援事業」を実施する。	
				福祉相談課 高齢者支援課	・障害者団体への活動支援(補助金によるイベント開催補助) ・情報保障(例：地域活動等への手話派遣) ・外出支援(タクシー券交付) ・生活上の様々な悩み等への相談対応 を実施していく	
⑥ 若者やひとり親家庭など経済的困難者に対する支援	8	若者の自立支援のための相談や支援体制の充実	働くことや自立等に悩みや不安を抱える若者に対して、関係機関と連携して、就職に関する情報提供や支援機関を紹介することで、充実した生活に向けた一歩が踏み出せるよう支援します。	経済観光課	ワークピア磐田と連携して、若者の就労のための支援を行う。 ・若者就労支援サポーター養成研修を開催する。 ・若者就労支援セミナーを開催する。	
				福祉相談課	・若者に対する支援は、現在「こども若者相談センター」が主に実施しているため、連携した支援を実施する。	
				自治デザイン課	・産業部や健康福祉部(子ども、若者相談センター)など、関係部署が行っている取組や課題を共有する中で、連携した取組を行う。	
	9	ひとり親家庭に対する支援体制の充実	ひとり親世帯の経済的負担を軽減するため、医療費助成・児童扶養手当・ひとり親家庭等自立支援給付金の支給・ひとり親家庭サポート事業による子育て支援を引き続き実施していく。 ・ひとり親就業専門相談員を配置し、ひとり親の就業・定着までの一体的な支援、及びひとり親の雇用に積極的な企業の掘り起こしを行う。	こども未来課		

基本施策（4）ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶						
具体的な施策	No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	2026年度 取組計画（※複数年計画でも可）	2026年度 取組結果
⑦あらゆる暴力の根絶に向けた啓発推進	10	あらゆる暴力の防止と早期発見のための啓発や情報提供	DV、性暴力、各種ハラスメントの防止を促すための注意喚起や情報提供及び啓発を行います。	こども若者家庭センター	・関係課と連携を取り、HP、広報紙、展示ブース等を利用し、情報提供・啓発を行う。	
				自治デザイン課	・女性、男性の専門相談窓口など相談窓口カードを、毎年秋に実施する有害図書立入調査の機会を利用して、店舗に配架していただくよう依頼する。 ・がんばる企業応援団を活用し相談窓口を周知する。 ・子ども・若者相談センターと連携した情報提供や被害者対応を行う。	
				学校教育課	・セクハラアンケートを行い、早期発見を行う。 ・中学校で実施している思春期講座を継続して行う。 ・子どもがSOSを発信できる窓口についての情報提供も継続して行う。	
	11	市職員対象のハラスメント防止研修の実施	ハラスメント被害者の相談窓口を周知するとともに、研修を実施することで未然防止に向けた取組みを実施します。	職員課	・継続してハラスメントを未然に防止するための取組みを行う。 【主な取組み】 ハラスメント研修の実施(階層別) ハラスメントに関する指針や要領の周知、相談窓口の周知 ハラスメントに関する実態調査の実施	
⑧相談窓口の周知や被害者に対する支援の充実	12	相談窓口の周知徹底	男女それぞれが抱える問題に対する相談窓口を周知し、相談・支援機能を充実します。また外国人市民に対しても外国語版の広報いわたやSNS等を通じて周知します。	こども若者家庭センター	・HP,広報紙での相談窓口の周知を行う。	
				自治デザイン課	・広報いわたの内容や外国人の関心が高い内容を外国語版広報で周知する。 ・アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)に関する動画をSNSを通して発信。(多言語) ・facebookによる情報発信。(ポルトガル語・タガログ語 + ベトナム語・やさしい日本語)	
	13	関係機関と連携強化による被害者の自立支援	関係機関と連携を図り、被害者の自立に向けた相談・支援体制の充実を図るとともに、「市犯罪被害者等支援条例」に基づく支援を実施します。	広報広聴・シティープロモーション課(市民相談センター)	・県警察本部や県犯罪被害者支援センターとの連携を図り、迅速な支援に努める。 ・支援について広報紙やウェブサイトにて周知する。	
				こども若者家庭センター	・被害者の負担が軽減され、被害者に寄り添った支援が行えるよう、関係機関と連携を図る。	

基本施策（5）生涯にわたる心身の健康支援

具体的な施策	No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	2026年度 取組計画（※複数年計画でも可）	2026年度 取組結果
⑨生涯にわたる健康管理や支援	14	健康管理に関する相談や健診体制の充実	心身の状態に応じて、適切な自己管理が行えるよう健康教育や相談・健診体制を充実させるとともに、健康を維持するための意識啓発を行います。	健康増進課	健診は、未受診者への受診勧奨を実施するなどして受診機会を逃すことがないように啓発していく。 健康相談は、誰もが相談しやすい体制づくりを目指し、健康の意識啓発は、自発的な健康づくりを促すため、幅広い情報発信に努める。	
	15	高齢者や障がい者の社会活動へ参加促進	高齢者や障がい者の生きがいや心身の健康のため、社会活動へ参加する機会を提供し、介護予防と健康づくりを促進します。	福祉相談課	・障害者地域活動支援センターの運営 ・障害者団体への活動支援(補助金によるイベント開催補助) ・情報保障(例:地域活動等への手話派遣)	
				福祉政策課	・「官民での保険外サービス」の活用を検討する。 ・生活支援コーディネーターの在り方を検討する。	
				自治デザイン課	・介護予防、健康づくりに関するセンター講座を実施できるよう、包括支援センターや市社協等と連携しながら行政課題・地域課題をとらえた講座企画をするよう交流センター職員に向けた研修を強化する。	
				スポーツのまち推進課	・介護予防、健康づくりに関するセンター講座を実施できるよう、包括支援センターや市社協等と連携しながら行政課題・地域課題をとらえた講座企画をするよう交流センター職員に向けた研修を強化する。	
	16	発達に応じた心身の変化と「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理解促進	発達段階に応じた心身の変化を理解するため、児童生徒へ性教育を進めるとともに、広く「性と生殖に関する健康と権利」について正しい知識の普及に努めます。	学校教育課	・保健体育科や学級活動等の時間に発達段階に応じた性教育を行う。	
⑩	妊娠や出産に関わる健康支援	17	訪問や相談による保健指導の充実	こども若者家庭センター	・児童生徒の発育段階に応じた適時に正しい性と生殖に関する知識を教育及び保育現場で児童に提供できるよう、必要な情報を提供する。 ・学校以外で性に関する正しい知識を学ぶ場を提供する。	
					・プレパパママ教室や赤ちゃん訪問等において、知識の普及と啓発を行う。	

基本方針3 誰もが活躍できる社会の実現

基本施策（6）職業生活における女性活躍推進とワークライフバランスの実現						
具体的な施策	No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	2026年度 取組計画（※複数年計画でも可）	2026年度 取組結果
⑪女性のキャリアアップや起業、再就職の支援	18	女性のキャリアアップ支援	女性の交流の場づくりや各種講座等を開催することでキャリアアップ支援を行うとともに、女性リーダーを育成するための取組みを行います。	自治デザイン課	・国、県、市が行うキャリアアップに関する講座等の情報を広報する。 ・産業部(ワークピア)や市民活動センターと連携した女性キャリアアップを実施する。	
				経済観光課	・パートタイマー就職面接相談会(年4回)にて自分の中のキャリアの引き出し方等をみつけるための個別相談の実施(ワークピア)	
	19	女性の起業や再就職の支援	女性の起業や再就職に必要な技術・知識等の習得に関する情報と学習機会を提供するなどの支援を行います。	経済観光課	■ワークピア磐田「はじまりのオフィス」を創業支援の拠点とし、各種相談やセミナー、イベントなど女性向けの創業支援事業も行う。 ・はじまり窓口(専門家による創業相談) ・はじまりセミナー(女性起業家育成講座) ・フォローアップセミナー ■女性のための就労支援セミナーを実施する。	
				こども若者家庭センター(ひと・ほんの庭 こっと)	・にこっとハローワークを週2回、及び再就職応援セミナーを月1回開催するなど、子育てと再就職を両立するための情報提供を行う。	

12	誰もが働きやすい職場づくりの推進	20	家族経営協定の推進	農業へ夫婦や親子による経営参画を進めるため、就業条件の明確化や家族経営協定の締結に向けた情報提供を行います。	農林水産課	・農業委員会会報等で周知する。 ・農業経営改善計画認定時に情報提供する。	
		21	男女均等な雇用の促進と啓発	誰もが活躍できる職場づくりを支援するため「男女共同参画社会づくり宣言」の周知や啓発を行います。	産業政策課	・他担当課からの事業者向け情報を市内事業者へ発信する。	
					自治デザイン課	・「男女共同参画社会づくり宣言」について、市HPに掲載し宣言事業所の増加に向けてPRする。	
13	働き方改革の推進	22	ワーク・ライフ・バランスの推進	男女共に働きやすいワーク・ライフ・バランスの取れた働き方を促進するため、事業所と連携して先進的な事例を情報提供します。	自治デザイン課	・市民活動センターや他課、交流センターと連携し、性別に関わりなく家庭や職場で協力できる環境づくりのため意識啓発を行う。	
					経済観光課	・国、県、商工団体と連携して啓発を推進する。	
					産業政策課	・他担当課からの事業者向け情報を市内事業者へ発信する。	
		23	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの推進が事務の効率化や男性の家事や育児、介護へ参画の実現につながることを職員に認識させ、実践するよう啓発します。	教育総務課	・職員課の計画に準じ、連携した取組を実施する。	
					職員課	・各課でワークライフバランスの取り組み内容を設定してもらい、推進を図っていく。 ・職員への意識啓発を図っていく。 【主な取組み】 テレワークの推進、サテライトオフィスの活用、年休の取得推進 など	
					消防総務課	・職員への意識啓発のほか、有給休暇及び男性職員による子育て目的のための休暇取得の促進	
					病院総務課	・男性育児休業の利用を促進のため啓発を継続する。	
14	家事や育児、介護における男性参画の促進	24	男性が家事や育児、介護に参画しやすい環境の整備	男性が家事や育児、介護に関する理解を深め、参画しやすい環境をつくるための情報提供や男性を対象とした講座などを開催して意識啓発を図ります。	自治デザイン課	・本庁、交流センター、中央図書館での展示を通して、男性の育児休暇取得率等の実態を市民に周知し、意識啓発を行う。	
					職員課	育児介護ハンドブック活用して職員に情報を提供し、育児休業制度・介護休業制度の普及や取得促進に努める。	
					こども若者家庭センター（ひと・ほんの庭にこっと）	・パパ向け子育て講座やパパ向けおはなし会を開催し、家事や育児への関心、意欲向上を促す。	
					福祉政策課	・ケアメン講座（自宅で介護をしている男性介護者や介護に興味のある男性対象）を開催し、介護や家事の知識を深めるとともに悩みを共有する。	

基本施策（7）政策・方針の決定過程における女性参画の推進

具体的な施策	No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	2026年度 取組計画（※複数年計画でも可）	2026年度 取組結果
15	市の審議会等へ女性参画と公募委員の登用を促進	25	市の審議会等へ女性参画の促進	自治デザイン課	・県の調査とあわせて、各種会議も含めた女性委員割合の実態について調査するとともに、改選時期にあわせ全庁に向け、女性委員の積極的登用を促す。 [参考] 令和6年2月 全庁へ発文「審議会等の委員に女性の積極的登用と公募委員の促進」総務課・地域づくり応援課 連名	
				総務課	各課へ改選時に委員構成を磐田市審議会等の設置及び運営に関する指針及び磐田市審議会等の委員の公募に関する要領（公募委員の人数は、概ね委員定数の20%以上を目標）に沿うように促す。	
				全課（※各課で取組計画があればご記入ください）	各委員会・審議会の改選時に、性別に偏りなく委員を選任してもらうことで、意思決定の場に多様な意見を取入れられるようにする。	

		26	市の審議会等へ公募委員の登用を促進	「磐田市審議会等の委員の公募に関する要領」に基づき公募委員の登用を促進します。	自治デザイン課	・各課に公募委員の割合を調査し、女性委員の登用とあわせて公募委員の登用を促す。 [参考]※再掲 令和6年2月 全庁へ発文 「審議会等の委員に女性の積極的登用と公募委員の促進」 総務課・地域づくり応援課 連名	
					総務課	各課へ改選時に委員構成を磐田市審議会等の設置及び運営に関する指針及び磐田市審議会等の委員の公募に関する要領(公募委員の人数は、概ね委員定数の20%以上を目標)に沿うように促す。	
					全課 (※各課で取組計画があればご記入ください)	各委員会・審議会の改選時に、公募委員の割合ついて、なるべく要領(公募委員の人数は、概ね委員定数の20%以上を目標)に沿うよう選任する。	
16	市の管理職に女性登用を推進	27	女性活躍推進法に基づく行動計画の推進	「磐田市特定事業主行動計画」に基づき管理職に女性登用を推進します。	職員課	・やる気のある有能な人材の登用とともに女性の積極的な採用とキャリアアップを支援する	
					教育総務課	・職員課の計画に準じ、連携した取組を実施する。	
					消防総務課	①女性消防吏員の増加を踏まえた円滑な人事管理等の検討 ・職域の拡大について(現場業務への配置等の研究・検討) ②女性職員の雇用に関すること ・市内の高校、大学生への就職活動や総務省が主催するイベントへの参加による計画的な増員確保 ③消防職員全般に関すること ・ハラスメントの防止 ・有給休暇及び男性職員による子育て目的のための休暇取得の促進 ④女性職員の活躍の推進に向けた目標値 ・職員数に対し、女性消防吏員を令和8年度当初までに5%(10人程度)に引き上げ ⑤女性職員によるワークショップの開催 ・SNS等による女性活躍推進に係る積極的な広報事業の推進 ・「女性職員の活躍できる職場づくり」の研究・検討(復帰後のサポート体制の構築等)	
					病院総務課	特定事業主行動計画に掲げた目標を目指し人事ヒアリング等を活用し女性の登用を調整する。 ・令和14年4月1日までに女性管理職員を11人とする。 ・令和14年4月1日までに女性医師比率を28パーセントとする。	
17	事業所や地域活動団体の方針決定や過程に女性参画を促進	28	事業所や地域活動団体へ女性参画を促進	事業所や地域活動団体に対し、多様な意思の活用による活性化事例を紹介するなどして、方針決定や過程に女性参画を促進します。	自治デザイン課	・団体や企業において、男女が共に決定過程に携わるなど、多様な意見を取り入れながら事業化している好例や、地域の防災部会において女性意見を取り入れている好例を発信する。	
					経済観光課	・「男女共同参画企業をめざす問題解決のコツ」を実施する。(ワークピア)	
					産業政策課	・他担当課からの事業者向け情報を市内事業者へ発信する。	

基本施策 (8)多様な視点による地域活動の推進

具体的な施策		No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	2026年度 取組計画 (※複数年計画でも可)	2026年度 取組結果
18	性別にとらわれない地域活動の推進	29	地域活動団体へ啓発と支援	自治会や地域づくり協議会、学校、地域活動団体に対し、性別にとらわれず誰もが参画できる活動にするための情報提供や啓発を行います。	自治デザイン課	・市内における様々な場面において、男女やLGBTQ+、外国人、障害児者など、多様な方々が分け隔てなく、平等に扱われ、個々の意見を尊重し合える社会に向け、市が進める「ダイバーシティ&インクルージョン」に関する情報提供と啓発を実施する。	
19	多様な視点による防災活動の推進	30	性別にとらわれない防災活動の啓発と役員等へ女性登用の促進	自主防災組織に、性別にとらわれない多様な視点に立った防災活動の必要性を啓発するとともに、役員等へ女性登用を促進します。	危機管理課	・地域防災研修会で、女性役員等の必要性を説明し、情報提供を行う。 ・地域防災研修会で「炊出しは女性・機械操作は男性」などと役割を固定化しないように説明し、意識啓発を行う。	
		31	誰もが参加しやすい防災訓練の実施	多様な視点に立ち、誰もが参加しやすい防災訓練の実施に努めます。	危機管理課	・各自主防災会が行う総合防災訓練は、各自主防災会が参加して欲しいターゲット層に応じて、子育て支援施設や小中学校、交流センター等と連携した訓練を企画するように、地域防災研修会等を通じて周知・啓発を行う。	
					予防課(消防署)	計画なし	
		32	支援ニーズの違いに配慮した避難所運営体制の整備と備蓄品等の確保	避難所運営に関わる誰もが、性別や年齢などによるニーズの違いに配慮した避難所運営ができるよう、体制の整備と備蓄品等の確保を行います。	自治デザイン課	・防災講座等で、女性と男性の備蓄品ニーズの違いや妊産婦や子育て家庭のニーズを理解してもらうように努める。 ・危機管理課で発行している避難所運営マニュアルの中で、性別や年齢、文化的なプライバシーに配慮した避難所運営や多様な人材の参画の必要性について掲載する。	
					危機管理課	・避難所運営会議や説明会などで多様性について周知し、性別や年齢の違いについて理解してもらう。 ・避難生活の個人備蓄品の必要性について呼びかけ、特に女性や小さい子供、高齢者に自助の重要性を知らせる。 ・多様なニーズに配慮した備蓄を確保し、様々な立場の避難者を受け入れられるようにする。	

■第3次プラン 成果指標進捗（R4年度～R8年度）

基本方針	指標名	説明	R3	R4	R5	R6	R7	目標値(R8)
1. 男女共同参画の実現に向けた意識改革	【指標1】 「セクシュアル・マイノリティ」を認知及び理解している人の割合	市民意識調査で「セクシュアル・マイノリティを認知及び理解している」と答えた人の割合	56.5%(R2)	56.5%(R2)	56.5%(R2)	56.5%(R2)	66.1%(R7)	70%以上
	【指標2】 「男は仕事、女は家事・育児」という固定的役割分担に反対する割合	市民意識調査で「男は仕事、女は家事・育児という役割分担意識に反対」と答えた割合	61.9%(R2)	61.9%(R2)	61.9%(R2)	61.9%(R2)	71.9%(R7)	70%以上
2. 安心して暮らせる仕組みづくり	【指標3】 ひとり親家庭自立支援給付金事業の支給件数	「自立支援教育訓練給付金」の制度周知に伴う支給件数	3件	4件	4件	0件	1件	4件以上
		「高等職業訓練促進給付金」の制度周知に伴う支給件数	3件	3件	0件	7件	6件	4件以上
	【指標4】 相談窓口案内カードの設置箇所数	女性相談窓口や若者相談ダイヤルなど各種相談窓口案内カードの設置箇所数	29箇所	59箇所	60箇所	206箇所	206箇所	60箇所以上
	【指標5】がん検診受診率 子宮頸がん検診受診率(対象者20歳)	子宮頸がん検診推進事業(無料クーポン券)を配布した検診対象者の受診率	8.20%	11.50%	9.20%	9.90%	7.40%	10.0%以上
	乳がん検診受診率(対象者40歳)	乳がん検診推進事業(無料クーポン券)を配布した検診対象者の受診率	20.3%	31.2%	23.8%	21.1%	23.20%	35.0%以上
3. 誰もが活躍できる社会の実現	【指標6】 「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所数	静岡県が実施している「男女共同参画社会づくり宣言」を宣言している市内事業所数	43事業所	46事業所	46事業所	49事業所	49事業所	60事業所以上
	【指標7】 市の審議会等委員の女性割合	市が設置する審議会等の委員のうち女性を登用した割合	27.7%	27.9%	28.1%	27.4%	29.5%	35%以上
	【指標8】 女性の会長がいる自治会や自主防災組織の割合	女性の自治会長、自主防災会長がいる市内の自治会や自主防災組織の割合	自治会 1.3% 自主防災組織 1.30%	自治会 2.3% 自主防災組織 2.60%	自治会 1.6% 自主防災組織 1.30%	自治会 2.0% 自主防災組織 0.65%	自治会 1.7% 自主防災組織 1.30%	自治会 3%以上 自主防災組織 3%以上
	【指標9】 男女共同参画の視点による防災講座の受講者	市が開催(共催)した男女共同参画の視点による防災講座の受講者数	3,368人	3,484人	3,518人	3,073人	4,193人	4,000人以上

第4次磐田市男女共同参画プランの策定について

1 プラン策定スケジュール

時期	審議会	内容	【参考】事務局
～5月	—	委員改選	骨子案作成
6月	第1回	策定スケジュール案、骨子案の共有 第4次プランで取り組むべき具体的な課題	
7月	—	—	骨子案修正
8月	第2回	プラン体系図案の修正や施策別の取組内容の検討	
9月	—	—	素案作成
10月	第3回	プラン冊子案や具体的な取組内容案の見直し協議	
11月	—	—	関係課ヒアリング・調整
12月	第4回	プラン冊子(修正案)の見直し協議	
1月	—	—	パブリックコメント
2月	第5回	プランの最終確認、プラン冊子(最終案)の見直し協議	最終調整
3月	—	—	プラン公表

2 令和8年度審議会 開催日程

審議会	日時	会場
第1回	令和8年6月23日(火) 09:00～11:00	本庁舎4階 大会議室
第2回	令和8年8月26日(水) 09:00～11:00	西庁舎3階 305 会議室
第3回	令和8年10月30日(木) 14:00～16:00	本庁舎4階 大会議室
第4回	令和8年12月10日(木) 09:00～11:00	本庁舎4階 大会議室
第5回	令和9年2月8日(月) 09:00～11:00	西庁舎3階 301-303 会議室

【参考】第3次男女共同参画プラン策定時

年度	開催時期	内容
令和3年度	第1回(7月)	素案(骨子等)の確認、現況の認識、課題の共有
	第2回(9月)	素案(具体的施策等)に基づいた現況の認識、課題の共有
	第3回(11月)	プラン案に基づいた現況の認識、課題の共有
	第4回(12月)	修正プラン案についての意見交換
	第5回(2月)	プラン(案)最終確認

第4次磐田市男女共同参画プラン

現状データの分析と次期プランの骨子案

自治デザイン課 共生社会推進グループ

現状データから見えてくる課題（1）意識と行動のギャップ

市民意識調査・統計データの分析結果

固定的役割分担意識の改善

「男は仕事、女は家事・育児」に反対する割合 《目標達成》

初期値(R2) : 61.9%

↓

現状値(R7) : 71.9% (+10.0pt)

目標値(R8) : 70.0%以上

セクシュアルマイノリティ認知度向上

言葉も意味も知っている割合

初期値(R2) : 56.5%

↓

現状値(R7) : 66.1% (+9.6pt)

目標値(R8) : 70.0%以上

認知度・理解度は進展したが、目標には未達。

意識は改善傾向だが...

表層的な意識変化は進展しているが、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）は依然として存在している。

男女ともに活躍していくために必要なこと（上位項目）

（R2市民意識調査）

1位: 能力ある人に責任ある仕事を任せる

2位: 育児休暇・介護休暇を男女ともに取得する環境づくり

（R7市民意識調査）

1位: 能力ある人に責任ある仕事を任せる

2位: 男性の家事育児参加への意識改革

「男性側の意識の変化」が求められている

家事・育児時間の男女格差（県データ）

男性: 3時間01分 / 女性: 11時間10分

→男性は女性の約4分の1にとどまる

課題：意識と行動の乖離

役割分担への反対は増加しているが、実際の行動変容には至っていない。特に男性の意識改革と行動変容が必要。

現状データから見えてくる課題（2）就労・安全・参画

統計データ・第3次プラン評価からの課題抽出

女性の雇用形態（市内）

非正規雇用率: 女性54.4% / 男性19.4%
女性の半数以上がパート・アルバイト等
県内男女間賃金格差: 74.5（全国76.6）

DV・ハラスメント被害（県、国データ）

過去1年間のDV被害（県）: 女性5.2% / 男性1.9%
セクハラ被害（県）: 女性6.6% / 男性1.6%
配偶者から暴力を受けても相談していない割合: 女性36.3% / 男性57.2%
→継続的に暴力を受けていても、どこにも相談できない男性が多い。

世帯構成の変化（市内）

単身世帯: H27 25.8% → R2 29.5%増加
ひとり親世帯: 母子677世帯、父子105世帯
高齢単身の59.3%が女性

審議会等委員の女性割合

初期値(R3) : 27.7%
↓
現状値(R7) : 29.5% (+1.8pt)

目標値(R8) : 35.0%以上
初期値から上昇したものの、目標35%には未達。

地域リーダーへの女性参画

女性自治会長
初期値(R3) : 1.3%
↓
現状値(R7) : 1.7% (+0.4pt)

目標値(R8) : 3.0%以上
目標3%には未達。

自主防災会長
初期値(R3) : 1.3%
↓
現状値(R7) : 1.3% (+0pt)

目標値(R8) : 3.0%以上
目標3%には未達。

4つの課題

- ・課題1: 固定的役割分担意識の解消（意識と行動のギャップの解消）
- ・課題2: 誰もが働きやすい環境の整備（職場のジェンダーギャップ解消）
- ・課題3: 安心して暮らせる社会づくり（DV対策・困難な問題を抱える女性への支援）
- ・課題4: 地域・職場への女性参画拡大（審議会・地域のリーダー）

次期プラン骨子案：基本理念と施策体系

基本理念（案）

誰もが自分らしく ともに輝けるまち 磐田

3つの横断的視点（全施策に共通適用）

視点1

対話を通じた無意識の思い込みへの気づきと固定観念の解消

視点2

誰もが主役として共に社会を動かす当事者意識の醸成

視点3

相互理解に基づく多様な個性・選択の尊重と公正な機会の確保

基本方針1

ジェンダー平等の推進と
多様性を尊重する意識の浸透

- (1)ジェンダー平等を実現するための意識啓発と情報発信の強化
- (2) 多様性を尊重しあう共生社会に向けた意識の浸透

基本方針2

安心して暮らせる仕組みづくり

- (3) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
- (4) 安心して暮らせる環境と生涯を通じた心身の健康づくり【重点施策】
- (5)防災におけるジェンダー平等の推進

基本方針3

誰もが自分らしく輝ける社会の実現

- (6)職場におけるジェンダーギャップの解消【重点施策】
- (7)政策や方針決定過程への多様な人材参画の促進【重点施策】

法的位置付け（4法一体計画）

- ・ 男女共同参画社会基本法（市町村計画）
- ・ 女性活躍推進法（市町村推進計画）
- ・ DV防止法（市町村基本計画）
- ・ 困難女性支援法（市町村基本計画）

市の関連計画との連携

- ・ 第3次磐田市総合計画前期基本計画
- ・ 磐田市こども・若者スマイルプラン～磐田市こども計画～
- ・ 磐田市地域福祉計画
- ・ 健幸いわた21（磐田市健康増進計画・自殺対策計画）
- ・ 磐田市経済産業振興プラン
- ・ 磐田市地域防災計画
- ・ 磐田市特定事業主行動計画
- ・ 磐田市多文化共生推進プラン 等

次期プランの3つの重点施策

データ分析で明らかになった課題に対応するため、特に重点的に取り組むべき3つの施策

重点施策1（施策4）

安心して暮らせる環境と 生涯を通じた心身の健康づくり

対応する課題

ひとり親家庭への対応
困難女性支援法（R6.4～）への対応
男性の生きづらさへの対応

主な取組

- ・ひとり親家庭への支援体制充実
- ・困難な問題を抱える女性への包括的支援体制構築
- ・社会的孤独・孤立を防ぐ支援体制の推進
- ・男性の生きづらさへの支援

重点施策2（施策6）

職場におけるジェンダーギャップの解消

対応する課題

女性非正規雇用率54.4%
男女間賃金格差74.5（全国では下位）
男性の家事育児時間が女性の1/4

主な取組

- ・働きやすい職場環境づくりに向けた市内事業所との情報共有や連携
- ・女性のキャリアアップ支援
- ・男性の家事・育児・介護参画促進

重点施策3（施策7）

政策や方針決定過程への 多様な人材参画の促進

対応する課題

審議会女性割合 29.5%（R8目標には未達）
女性自治会長1.7%（R8目標には未達）

主な取組

- ・審議会等への女性登用推進
- ・市内事業所・農業・商工業等において女性が活躍できる環境の整備
- ・地域活動への女性参画促進

第4次プランにもとめられることのまとめ

困難女性支援法への対応（R6.4施行）/ 男女ともに生きやすい社会（男性の生きづらさにも配慮）/ アンコンシャスバイアス解消に向けた取り組み

計画期間

令和9年度から令和13年度の5年間

R9
開始

R10

R11
中間見直し

R12

R13

点検・評価
次期検討

第4次・第3次 磐田市男女共同参画プラン 施策新旧対照表

第4次 基本的施策		第4次 具体的施策	対応関係	第3次 基本的施策	第3次 具体的施策	変更内容
令和9年度～令和13年度				令和4年度～令和8年度		
基本理念(案) 誰もが自分らしく ともに輝けるまち 磐田			=	基本理念 毎日を自分らしく いきいきと暮らせるまち 磐田		・国・県のウェルビーイングの理念との整合 ・磐田市男女共同参画推進条例の基本理念 「性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮」を踏襲 ・「ともに輝ける」: 共生・協働の理念を表現
基本方針1 ジェンダー平等の推進と多様性を尊重する意識の浸透			=	基本方針1 男女共同参画の実現に向けた意識改革		名称変更:「意識改革」から「ジェンダー平等の推進と多様性を尊重する意識の浸透」へ
(1) ジェンダー平等を実現するための意識啓発と情報発信の強化	1.性別に基づく思い込みの解消に向けた啓発の充実 2.情報収集と情報発信の強化	統合・拡充		2.すべての人を平等に尊重する啓発や講座の充実	3.人権や多様性を尊重するための情報収集と広報 4.性別に基づく思い込みの意識改革に向けた講座の充実	第3次「施策2」を発展。情報発信強化を追加。
(2) 多様性を尊重しあう共生社会に向けた意識の浸透	3.性の多様性に関する理解促進・啓発 4.保育や教育の場における人権の尊重に関する学びの推進及び多様な選択を可能にする教育や広報の充実	継承・拡充		★1.人権や多様性を尊重する教育や啓発の充実(重点施策)	1.保育・教育の場における人権の尊重及び多様な選択を可能にする教育の充実 2.性の多様性に関する理解と啓発	第3次「施策1」を継承。共生社会の視点を強化
基本方針2 安心して暮らせる仕組みづくり			=	基本方針2 安心して暮らせる仕組みづくり		名称継続
(3) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	5.あらゆる暴力の根絶に向けた啓発 6.相談窓口の周知や被害者に対する支援	継承		4.ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	7.あらゆる暴力の根絶に向けた啓発推進 8.相談窓口の周知や被害者に対する支援の充実	第3次「施策4」を継承
★(4) 安心して暮らせる環境と生涯を通じた心身の健康づくり【重点施策】	7.生活上様々な困難を抱える方への支援 8.生涯を通じた心身の健康支援	統合・重点化		★3..生活上様々な困難を抱える方に対する支援(重点施策) 5.生涯にわたる心身の健康支援	5.高齢者や障がい者に対する支援の充実 6.若者やひとり親家庭など経済的困難者に対する支援 9.生涯にわたる健康管理や支援 10.妊娠や出産に関わる健康支援	第3次「施策3」「施策5」を統合。困難女性支援法対応で重点化
(5) 防災におけるジェンダー平等の推進	9.ジェンダー視点を取り入れた防災活動の推進 10.災害時において配慮を必要とする方への支援の充実	分離・拡充		8.多様な視点による地域活動の推進(一部)	19.多様な視点による防災活動の推進	【新規】第3次「施策8」の防災部分を分離・独立。ジェンダー平等の視点を明確化
基本方針3 誰もが自分らしく輝ける社会の実現			=	基本方針3 誰もが活躍できる社会の実現		名称変更:「活躍」から「自分らしく輝ける」へ
★(6) 職場におけるジェンダーギャップの解消【重点施策】	11.働きやすい職場環境づくり 12.女性の活躍推進及びキャリアアップ支援 13.男性の家事・育児・介護への参画推進	継承・重点化		★6.職業生活における女性活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現(重点施策)	11.女性のキャリアアップや起業、再就職の支援 12.誰もが働きやすい職場づくりの推進 13.働き方改革の推進 14.家事や育児、介護における男性参画の促進	第3次「施策6」を継承。「ジェンダーギャップ解消」として再定義
★(7) 政策や方針決定過程への多様な人材参画の促進【重点施策】	14.あらゆる分野における女性参画の拡大 15.多様な視点による地域活動の推進	統合・重点化		★7.政策・方針の決定過程における女性参画の推進(重点施策) 8.多様な視点による地域活動の推進(地域活動部分)	15.市の審議会等へ女性参画と公募委員の登用を促進 16.市の管理職に女性登用を推進 17.事業所や地域活動団体の方針決定や過程に女性参画を促進 18.性別にとられない地域活動の推進	第3次「施策7」「施策8」を統合。「多様な人材参画」として範囲拡大
		赤字: R7年度第3回審議会での意見				

【横断的視点・重点施策の変更点】

【横断的視点】3つの視点を新設	変更	(横断的視点の設定なし)	【新規】国・県の計画を踏まえ、全施策に共通する視点を体系化
【重点施策】3施策に絞り込み 施策(4)(6)(7)	変更	【重点施策】4施策 施策1, 3, 6, 7	重点施策を3つに絞り込み、相互連関を明確化
【成果指標】男性育休取得率を新設	変更	(男性育休の指標なし)	【新規】「共働き・子育て」推進に向け指標追加